

| 発生の時期                                  | 市民  | 関係団体・市民団体<br>(社会福祉協議会・町会・自治会・民生委員<br>児童委員・高齢者相談員・消防団等)  | 事業者<br>(商店会・大型店舗・介護保険事業者・<br>障がい福祉サービス事業者)  | 医療関係団体、各医療機関等<br>(三師会、医療機関、薬局等)  |
|--|---|---|---|--|
| 未発定期                                   | ① 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や、発生した場合の対策について正しい情報を得る。<br>② 手洗い・マスク着用・咳エチケット・うがい・人ごみを避ける等の基本的な感染対策（以下「基本的な感染対策」という。）の知識を得る。<br>③ 自らの感染が疑われる場合は、県が設置する帰国者・接触者相談センターに連絡し指示を受け、感染を広げないために不要の外出を控える、マスク着用等の感染対策（以下「自らの感染が疑われる場合の対策」という。）が必要であることを理解する。<br>④ 家庭における食料品、生活必需品等の備蓄について理解し、準備を行う。<br>⑤ 緊急事態措置として県が行う外出自粛等の実施について理解する。（医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など生活維持に必要な場合を除く） | ① 市に協力して、日頃の活動の中で、基本的な感染対策や発生に備えての食料品や生活必需品等の備蓄の必要性、緊急事態措置として県の要請によって行われる、施設使用制限等の対策について啓発を行う。<br>② 市に協力して、情報が行き届きにくい人に配慮して、全ての市民に正しい情報を速やかに提供する体制や、新型インフルエンザ等の発生時に行う、要援護者に対する生活支援等の実施体制について検討する。 | ① 職場内における感染対策について、職員に周知する。<br>② 特定接種の登録事業者は、業務継続計画を作成する。（国・県行動計画による）<br>③ 市に協力して、情報が行き届きにくい人に配慮して、全ての市民に正しい情報を速やかに提供する体制や、新型インフルエンザ等の発生時に行う、要援護者に対する生活支援等の実施体制について検討する。<br>④ 緊急事態措置として県の要請によって行われる、施設の使用制限等の実施について理解する。（学校、社会福祉施設、興行場等多くの者が利用する施設等） | ① 県の要請に応じて地域における医療体制の整備に協力する。<br>② 国・県の要請により、医療機関は診療継続計画を作成する。（国・県行動計画による）<br>③ 市が行う住民を対象とした予防接種の準備に協力する。                              |
| 海外発定期                                  | ① 新型インフルエンザ等の発生状況や必要な対策について、様々な媒体を通して積極的に情報を得る。<br>② 基本的な感染対策を実施する。<br>③ 自らの感染が疑われる場合は、必要な対策を実施する。<br>④ 住民を対象として行われる住民接種に関する情報について理解する。   | ① 新型インフルエンザ等の発生状況や必要な対策について積極的に情報を得る。<br>② 市が、情報が行き届きにくい人に配慮して行う、市民への情報提供に可能な範囲で協力する。   | ① 新型インフルエンザ等の発生状況や必要な対策について情報を得る。<br>② 従業員の健康管理の徹底と職場内の感染対策を実施する。<br>③ 市が、情報が行き届きにくい人に配慮して行う、市民への情報提供に可能な範囲で協力する。   | ① 国・県が提供する新型インフルエンザ等の診断・治療に関する情報等を把握する。（国・県の行動計画による）<br>② 県の要請に応じて地域における医療体制の整備に協力する。<br>③ 市の依頼を受けて、市が職員に対して行う特定接種及び住民に対して行う予防接種に協力する。 |
| 国内発生早期<br>(県内未発定期<br>～県内発生早期)          | 上記の対策に以下を追加<br>① 新型インフルエンザ等に対する相談があれば、市に設置する「新型インフルエンザ等相談窓口」を利用する。<br>② 公共の交通機関利用時には、マスク着用など感染対策や時差出勤等を実施する。<br>③ 住民対象の予防接種に関する情報（接種場所、接種順位など）を得て、接種対象者となった場合は、速やかに受ける。<br>④ 食料品、生活必需品の購入に当たっては、消費者として適切な行動をとる。<br>市が緊急事態措置区域の場合<br>⑤ 外出自粛、施設の使用制限などの対策が出された場合は、内容を理解し協力する。<br>⑥ 事業者のサービス水準が低下することについて理解する。   | 上記の対策を継続  | 上記の対策に以下を追加<br>① 感染症状が認められた従業員の健康管理、受診勧奨を実施する。<br>② 食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買い占め、売り惜しみが生じないようにする。<br>市が緊急事態措置区域の場合<br>③ 県より、外出自粛や施設の使用制限が要請された場合は、協力する。<br>④ 生活関連物資等の供給確保や価格の安定供給に努める。  | 上記の対策に以下を追加<br>① 患者が増加した場合は、国・県からの要請により、一般の医療機関での診療体制に移行する。（国・県行動計画）   |
| 国内感染期<br>(県内未発定期<br>～県内発生早期<br>～県内感染期) | 上記の対策に以下を追加<br>市が緊急事態措置区域の場合<br>① 緊急事態措置の際に行われる支援について知り、活用する。   | 上記の対策に以下を追加<br>市が緊急事態措置区域の場合<br>① 市が行う、要援護者への生活支援等に協力する。  | 上記の対策に以下を追加<br>市が緊急事態措置区域の場合<br>① 市が行う、要援護者への生活支援等に協力する。  | 上記の対策に以下を追加<br>① 在宅療養者で、在宅における生活支援等が必要な市民について、市に支援を要請する。   |
| 小康期                                    | ① 第二波に備えて、新型インフルエンザ等に関する情報を得よう努め、感染対策を継続して実施する。   | ① 市が行う、第二波に備えた感染対策の実施の呼びかけ、注意喚起等に協力する。  | ① 第二波に備えた感染対策を実施する。<br>② 通常の勤務体制への回復をはかる。   | ① 第二波に備えての住民への予防接種に協力する。<br>② 県の要請に応じて地域における医療体制の回復に協力する。  |